

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年10月28日
【発行者の名称】	株式会社一寸房 (Issunbou Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 哲正
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区北二条西二丁目41番地
【電話番号】	011-215-0061
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 加藤 力
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の住所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社一寸房 https://issun.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下、「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下、「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制度の概況】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	2020年 7 月	2021年 7 月	2022年 7 月
売上高 (千円)	971, 748	1, 047, 544	1, 193, 744
経常利益又は経常損失(△) (千円)	14, 494	△28, 388	71, 636
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	17, 251	△30, 180	54, 343
包括利益 (千円)	19, 415	△31, 645	54, 647
純資産額 (千円)	48, 826	17, 181	97, 890
総資産額 (千円)	587, 980	634, 940	607, 075
1 株当たり純資産額 (円)	21. 97	7. 57	42. 67
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	7. 85	△13. 74	24. 26
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	24. 09
自己資本比率 (%)	8. 2	2. 6	16. 0
自己資本利益率 (%)	44. 7	△93. 0	95. 4
株価収益率 (倍)	—	—	12. 82
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38, 374	3, 033	102, 148
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△17, 635	△35, 659	△6, 446
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	116, 676	69, 887	△120, 435
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	250, 292	286, 060	261, 661
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	169 〔4〕	182 〔7〕	193 〔3〕

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、第15期は、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第16期は、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 株価収益率は、第15期は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第16期は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 1 株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を [] 外数で記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
2005年 8 月	有限会社一寸房を資本金 3 百万円で札幌市東区に設立
2008年 5 月	有限会社一寸房を株式会社一寸房に組織変更し、札幌市北区に移転
2008年 5 月	資本金を 6 百万円に増資
2009年 3 月	資本金を10百万円に増資
2012年10月	東京都板橋区に東京支店を開設
2013年 3 月	ミャンマー ヤンゴン市にミャンマー支店を開設
2014年 5 月	本社を札幌市中央区に移転
2015年 4 月	東京支店を東京都新宿区に移転
2016年 6 月	資本金を20百万円に増資
2017年 7 月	資本金を25百万円に増資
2018年 4 月	資本金を30百万円に増資
2018年 5 月	ミャンマー ヤンゴン市に連結子会社 株式会社タケカワ一寸房ミャンマーを設立
2018年12月	中国 大連市に連結子会社 大連一寸房設計有限公司を設立
2019年 1 月	資本金を50百万円に増資
2019年 3 月	札幌市中央区に連結子会社 株式会社一寸房コンサルを設立
2019年 7 月	資本金を81百万円に増資
2020年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場
2021年 2 月	東京支店を東京都千代田区に移転
2021年 4 月	株式会社タケカワ一寸房ミャンマーを清算
2022年 1 月	資本金を94百万円に増資
2022年 2 月	大阪市福島区に大阪支店を開設

3 【事業の内容】

当社グループは、当社株式会社一寸房、連結子会社2社(㈱一寸房コンサル、大連一寸房設計有限公司)で構成されております。なお、大連一寸房設計有限公司については、解散および清算の手続きに入っております。

当社グループの事業は、意匠設計、構造設計、施工設計、CG制作等の建設設計に関わる幅広いサービスを提供する「設計ソリューション事業」、構造物・地形・有形物の位置・形状・座標等を計測、図面化を行う「測量事業」及び建設設計業務の技術保有者をゼネコン及び大手住宅総合メーカー等に派遣する「派遣事業」を行っております。

当社グループの事業に関わる位置付け及びセグメントとの関係は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

① 設計ソリューション事業

建設設計業務として意匠設計、構造設計、鉄骨の施工図製作及び鉄骨積算の他、BIM/CIM（注1）やCG制作による3次元モデリングサービス等、建設設計に関わる様々な依頼に幅広く応えられるワンストップサービス体制で行っております。

業務毎の主な内容は、下記のとおりであります。

a. 意匠設計業務

企画設計・基本設計・実施設計・工事監理といった一連の業務を通して、建築を方向付けるコンセプト・デザインの付与、クライアント様の意図を汲み取り、デザイン・機能等の要望を建築基準法に合わせて、建築物の平面及び立体的なデザインをし、建築物を図面に落とし込みます。

また、法令を遵守し、各専門分野の最新テクノロジーと知識を取り入れ、BIMによる設計、確認申請（注2）に必要な意匠図の作成を行っております。

b. 構造設計業務

意匠設計に基づいて、デザイン性やコスト面の配慮はもちろん、確かな耐久性や安全性を確保するためにBIM/CIMの技術と、豊かな経験をフルに活かして、地域ならではの自然環境や地質条件を深く理解しながら、クライアント様の信頼と要望に応える設計を行っております。

地震や積雪等の外力に対しても建築物が安全であるように、柱や梁の大きさや鉄筋の本数といった建築物の骨格となる部分の設計を行い、緻密な構造計算をしたうえで法令に沿った構造計算書及び構造図の作成を行っております。

c. 施工設計業務

鉄骨造の建物の鉄骨の詳細設計及び施工図の作成を行います。設計者・製作工場の要望や意図を踏まえながら、図面へわかりやすく情報を落としこみ、説明資料の作成や、クライアント様に納得いただける代替案の提案も重要な業務となります。

一般図、単品詳細図、各種付帯詳細図や現寸・鉄骨積算等、BIMによる設計モデルの作成等、多彩なオーダーに正確に対応しております。

d. CG制作業務

CG技術を用いて景観や建築物の完成予想図を表現します。

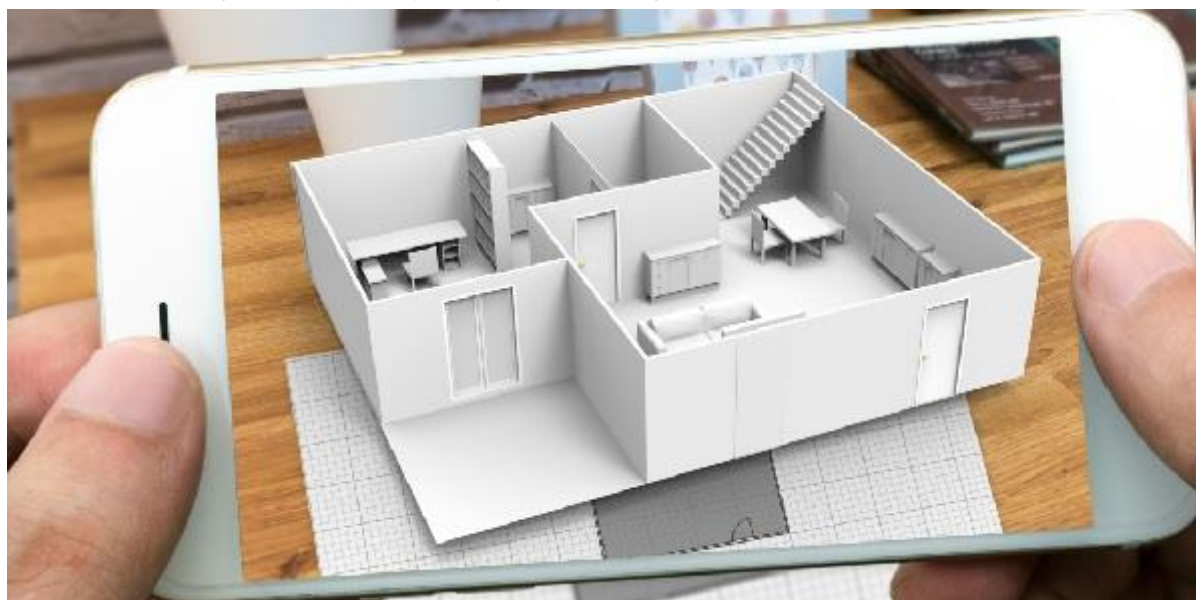
自由に視点移動や歩行体験が可能なリアルタイムコンテンツやプレゼンテーション用のムービー等、クライアント様のニーズに合わせて幅広く制作を行っております。クライアント様の要望に寄り添いながら、ゲームエンジン等を活用したリアルで質の高い制作物を提供しております。

他にも、VR（注3）やAR（注4）技術を応用し、見えないものを見える形にする体感型映像コンテンツ等各種システムの実装にも取り組んでおります。

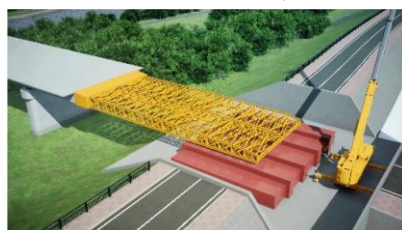
- ・VR技術によるダム建設の設計シミュレーション



- ・現実風景の中に3次元映像等を重ねて表現できるAR技術



- ・C I Mモデルを活用した3次元モデリング化によって施工ステップや施工計画を表現



② 測量事業

地形及び構造物の測量調査を行う測量事業は、ダム、トンネル、橋梁等の土木及び建築構造物の施工に伴う工事測量、地盤を観測し、安全・効率的に施工を行う動態観測、文化財の現状計測(3次元)から平面図、立面図、断面図の制作、国及び地方公共団体からの発注による公共測量を行っております。

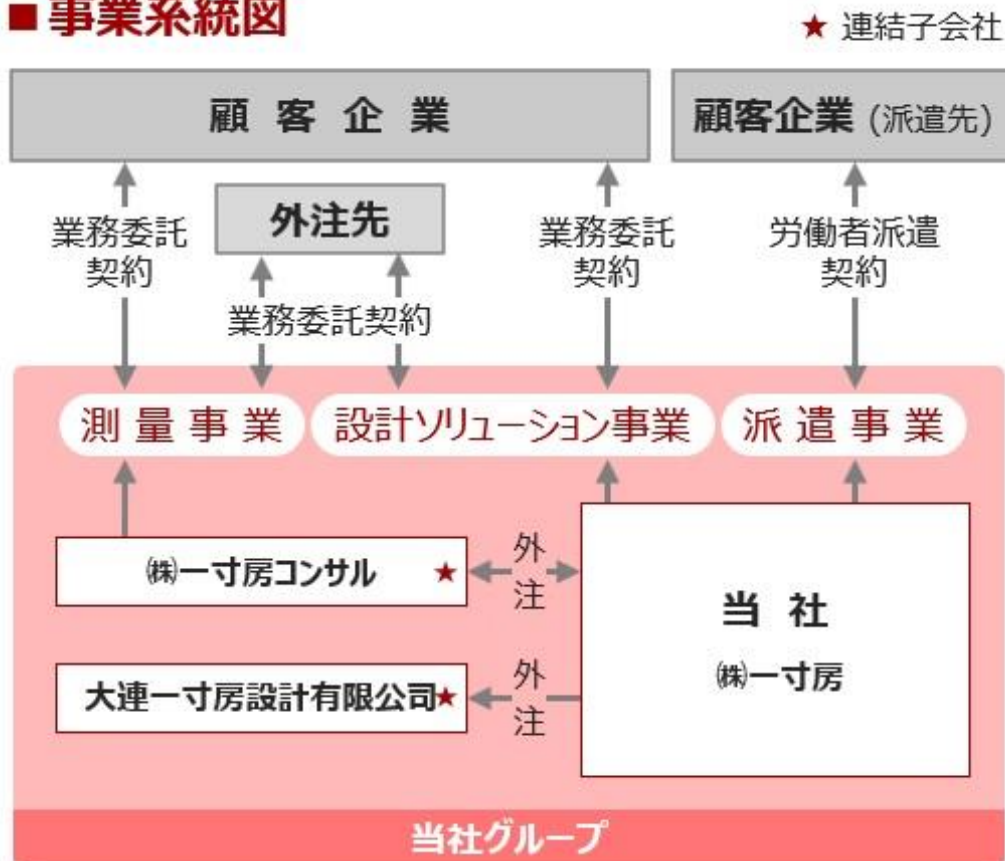
また、3次元レーザースキャナーやドローンによる現地計測を積極的に行い、そのデータを元に3次元図面を作成し、B I M / C I MやI C Tへの活用を可能としております。

③ 派遣事業

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の規定に従い、厚生労働大臣の許可を受けてスタッフを企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。当社グループでは構造設計等建設設計業務に携わる技術を保有している当社グループ社員をゼネコン及び大手住宅総合メーカー等に派遣しております。

- (注1) 「BIM/CIM」とは、Building/Construction Information Modelingの略称で、測量・調査、設計段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理・更新の各段階において3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るもの
- (注2) 「確認申請」とは、建築物を建築及び大規模な修繕をするとき、建物の建設工事に着工する前に都道府県や市等の担当課に必要な書類を提出し、「建築確認」の手続きの申し込みをすること
- (注3) 「VR」とは、Virtual Realityの略称で、一般的には「仮想現実」と言われています。「表面的には現実ではないが、本質的には現実」という意味で、ユーザーの五感を含む感覚を刺激することにより、限りなく実体験に近い体験が得られるというもの
- (注4) 「AR」とは、Augmented Realityの略称で、一般的には「拡張現実」と言われています。実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示することで、目の前にある世界を「仮想的に拡張する」というもの

■事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)一寸房コンサル (注) 1	札幌市中央区	40,000 千円	測量調査等	100%	・一部業務の受託及 び委託 ・役員兼務3名
大連一寸房設計有限公司 (注) 2	中国大連市	308,025 人民元	鉄骨施工図 製作等	100%	・一部業務の受託 ・役員兼務2名

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 大連一寸房設計有限公司は、清算手続き中であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
設計ソリューション事業	139 [1]
測量事業	22 [2]
派遣事業	17
全社(共通)	15
合計	193 [3]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー他)は [] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

(2) 発行者の状況

2022年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
170[1]	31.9	3.3	4,110

セグメントの名称	従業員数(名)
設計ソリューション事業	139 [1]
測量事業	—
派遣事業	17
全社(共通)	14
合計	170 [1]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー他)は [] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

3. 平均年間給与は、海外の現地採用者、臨時雇用者を含んでおりません。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、ワクチン接種の普及などにより経済活動に持ち直しの動きがみられましたが、新たな変異株による感染が再拡大するなど収束は見通せず、継続して注意が必要な状況です。また、ウクライナ情勢によって生じた地政学的リスクに伴う原材料やエネルギー価格の高騰などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要取引先である建設業界におきましては、公共投資ならびに民間投資は底堅く推移いたしましたが、長期的な技術者不足の課題に加え、資材価格や労務費といった建設コストの高騰など、今後も建設需要やニーズの変化に対して注視が必要な状況となっております。

このような経済環境の中で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止策を講じつつ、建設設計に関わるワンストップサービス（意匠設計、構造設計、施工設計、測量設計）を主軸として、B I M / C I M による3次元設計及び最新デジタルコンテンツ技術（C G、V R、A R、3次元測量など）を用いた3次元モデル化サービスの体制強化を積極的に進め、設計図面データと最新デジタルコンテンツ技術を融合させたビジネスモデルの付加価値向上を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は1,193,744千円（前連結会計年度比14.0%増）、営業利益は63,869千円（前連結会計年度は営業損失41,722千円）、経常利益は71,636千円（同、経常損失28,388千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は54,343千円（同、親会社株主に帰属する当期純損失30,180千円）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

①設計ソリューション事業

設計ソリューション事業においては、売上高は908,797千円（前連結会計年度比21.5%増）、セグメント利益は209,368千円（前連結会計年度比73.2%増）となりました。

②測量事業

測量事業においては、売上高は186,360千円（前連結会計年度比4.9%減）、セグメント利益は40,900千円（前連結会計年度比1,965.7%増）となりました。

③派遣事業

派遣事業においては、売上高は102,335千円（前連結会計年度比11.3%減）、セグメント利益は23,105千円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ24,398千円減少し、261,661千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、102,148千円の収入（前連結会計年度は3,033千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が71,610千円、減価償却費24,283千円、その他21,138千円があった一方、棚卸資産の増加額12,021千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、6,446千円の支出（前連結会計年度は35,659千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入12,000千円等があった一方、有形固定資産の取得による支出5,698千円、無形固定資産の取得による支出10,750千円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、120,435千円の支出（前連結会計年度は69,887千円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入26,061千円があった一方、短期借入金の減少額60,000千円、長期借入金の返済による支出82,016千円等があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	前期比(%)
設計ソリューション事業	1,046,159	144.8	310,321	179.7
測量事業	169,729	113.9	28,590	68.5
派遣事業	—	—	—	—
合計	1,215,889	139.5	338,912	158.1

(注) 金額は販売価格によっており、セグメント間取引については相殺消去しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
設計ソリューション事業	908,520	122.5
測量事業	182,888	96.0
派遣事業	102,335	88.7
合計	1,193,744	114.0

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 自 2020年8月1日 至 2021年7月31日		当連結会計年度 自 2021年8月1日 至 2022年7月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
大和ハウス工業㈱	303,950	29.0	314,057	26.3

3 【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。これらの課題に対処するため、以下の計画を推進してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の確保と育成

当社グループの今後の事業の推進には、設計ソリューション事業を中心に人材の確保が必要となり、当社ホームページでのリクルートの充実や、求人情報に有効なSNSの活用、合同説明会等への積極的な参加、インターンシップ制度の導入等により人材の増強に努めてまいります。

人材育成については、個々のレベルに応じたOJTにより、業界未経験であっても建設設計技術等を向上、会得する仕組みを構築しております。

(2) 新規取引先の開拓

当社グループの主要販売先は大和ハウス工業株式会社（以下、「同社」という。）であります。

同社とは当社設立時から良好な関係と安定した取引があり、当社グループの売上高に占める同社の割合は約26.3%となっており、これまでどおり主要な販売先として同社との良好な関係維持、売上高拡大を図ると共に、新規取引先の開拓を積極的に行い、同社への過度な依存とならぬよう、全体の売上高を拡大していくことに取り組んでまいります。

(3) ワンストップサービスの拡充

当社グループの継続的な成長には、現行の建設設計に関わるワンストップサービス（意匠設計、構造設計、施工設計、測量設計）の拡充が重要であると考えております。より幅広く顧客のニーズに応えられるよう、新たなサービスを備え、収益性の向上、継続的な成長を図ってまいります。

(4) 経営管理機能の強化

当社グループは、今後の事業拡大に伴う組織の拡大をしていくうえで、また、経営の効率化を図るために内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンス機能の強化が不可欠と考えており、意思決定の明確化、取締役会及び監査役会の機能強化、組織管理体制の更なる向上、内部監査及び監査役監査の充実を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 法的規制について

当社グループの設計ソリューション事業については、「建築基準法」、「建築士法」、「下請代金支払遅延等防止法」、測量事業については「測量法」、派遣事業については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」等の規制をそれぞれ受けております。当社グループではこれらの法的規制を遵守するように努めておりますが、将来、法令違反が発生した場合や、新たな法令の制定、適用基準の変更等が行われた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 顧客の財務状況について

当社グループは、顧客との取引について信用調査を実施した上で行っておりますが、係る調査が効果的ではない可能性があります。事業環境の変化等により、当社の顧客が支払不能、倒産等に陥った場合、係る顧客から売掛債権を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 海外事業展開について

当社グループは、中国とミャンマーに子会社及び拠点がありますが、海外においては、政治、経済情勢の変化、当該地域における慣習等に起因する予測不能事態の発生、労働賃金のコストアップ、法律や規制の改正、その他紛争・自然災害・疫病が生じる等、様々な政治的・経済的・自然的な変化に伴うリスクが存在しております。

また、2021年2月にミャンマー国軍によるクーデターが発生し、同国内は非常事態宣言下にあることから、現地の状況を注視しながら従業員の安全を最優先に対応しております。これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④ 技術革新について

当社グループの設計ソリューション事業及び測量事業では、3次元設計及び3次元レーザースキャナーによる測量、XRやCG技術など最新技術を積極的に活用しております。今後、継続的に技術動向を見極め、必要な知識及び技術の修得に注力してまいります。技術革新を中心とする事業環境の変化対応が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤ 大規模自然災害について

当社グループは、自身、台風等の大規模な災害が発生した場合に備え緊急時の対応を整備しておりますが、想定を上回る自然災害が発生した場合は、社会インフラの混乱、顧客企業の被害状況等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、お客様や従業員の安全を最優先とし、WEB会議の積極的な活用、手指消毒の徹底やソーシャルディスタンスの確保、テレワーク推進等の感染予防策を講じながら事業運営を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化、深刻化した場合、経済情勢の低迷によって、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 一級建築士事務所登録について

当社グループの設計ソリューション事業の業務を行うためには、一級建築士事務所登録が必要となり、現在札幌と東京、大阪で計3名が登録をしております。一級建築士事務所登録については、建築士法第26条に該当した場合、一定期間の業務停止命令、又は登録を取り消される可能性があります。

登録内容	番号	有効期間
一級建築士事務所	北海道知事登録 (石)第5804号	2021年3月18日から 2026年3月17日まで
一級建築士事務所	東京都知事登録 第63871号	2020年6月25日から 2025年6月24日まで
一級建築士事務所	大阪府知事登録 (イ)第26260号	2022年4月22日から 2027年4月21日まで

今後、一級建築士事務所の業務停止命令及び免許を取り消された場合、あるいは有効期間の更新ができなかった場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスク

① 人材の確保と育成について

当社グループの今後の事業展開を進めていくためには、人材の確保と育成が必要と考えております。

当社グループの各セグメント業務については、人的資本による要素が大きいため、人員の確保とともに、育成が重要であると考えております。当社グループでは、積極的に人員の採用を行っており、今後も引き続き採用活動を行ってまいります。また、特に設計ソリューション事業では独自の適正検査を実施し、業務に適した人材の採用に努めております。しかしながら、今後当社グループが求める人材の十分な確保及び社員の育成が思うようにいかなかった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に大きく影響を与える可能性があります。

② 特定の販売先への依存について

当社グループの主要販売先は大和ハウス工業株式会社(以下、「同社」という。)であります。同社とは当社設立時から良好な関係と安定した取引があり、当連結会計年度では、当社グループの売上高に占める同社の割合は26.3%となっております。当社グループはこれまでどおり主要な販売先として同社との良好な関係維持及び売上高拡大を図ると共に、新規販売先の開拓を積極的に進め、全体の売上高拡大を行ってまいります。同社の事業方針、外注政策に関する変化等が発生し、取引が減少した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 特定の人物への依存度について

当社グループの事業の推進者は、代表取締役社長である上山哲正であります。当社グループの経営方針及び経営戦略全般の決定等における同氏の役割は大きく、当社は同氏に対する依存度が高いと認識しております。当社グループでは、事業規模の拡大に伴い、経営組織内の権限委譲や人員の拡充、経営組織の強化を推進し、組織力の向上に努めております。今後も、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めるべく人材を育成し、役職員の質的レベルの向上に注力していく方針であります。しかし、計画どおりの体制構築及び人材強化が達成される前に、同氏が何らかの理由で当社の経営に携わることが困難となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④ システムダウンについて

当社グループは、基幹システムの安定的な稼働を維持するためウィルス対策やバックアップ機能等対策を講じております。しかしながら、想定外の自然災害や、コンピューターウィルス等によりシステムの長時間停止を余儀なくされた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に大きく影響を与える可能性があります。

⑤ 内部管理体制について

当社グループは、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図るため様々な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部管理体制の強化を行っております。しかしながら、事業が拡大することにより内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥ 配当政策について

当社グループは、経営基盤の強化や財務安全性を最優先することにより、配当は行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、今後の事業展開や財政状態を勘案し、内部留保を積み上げたうえで、将来的には株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

⑦ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する役職員の意欲を高めることを目的として、ストックオプション(新株予約権)を発行しております。本書公表日現在、新株予約権による潜在株式総数は200,000株であり、発行済株式総数2,281,100株の8.7%に相当します。今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(3) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また、「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産活法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

 - a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(前項第2号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下、「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。

⑱ その他

前各号の他、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

この他、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本書公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

主要な販売先との業務委託契約の締結

当社は、主要な販売先である大和ハウス工業株式会社と設計業務委託基本契約書を締結しております。その主な内容は下記のとおりであります。

契約書名	契約締結日	契約内容	契約期間
設計業務委託基本契約書	2010年3月29日	設計に関連する業務を当社が受託するにあたり、業務の内容についての基本契約	契約締結日から1年間ですが、受託者が当社のように建築士事務所登録を行っている場合は5年間。ただし、期間満了の1ヶ月以内に変更及び解除の申し出がない場合は以後1年ごとの自動更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。

当該見積りにつきましては、過去の実績や決算日現在の状況を踏まえた合理的な要因に基づき、見積り金額を計算しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性を伴うため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表作成にあたっては、当社が採用しております重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は502,196千円となり、前連結会計年度末と比べ11,015千円減少いたしました。これは主に、受取手形、売掛金及び契約資産が9,740千円、仕掛品が11,364千円、前払費用が3,481千円増加した一方で、現金及び預金が36,398千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は104,878千円となり、前連結会計年度末と比べ16,849千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産が8,232千円、投資その他の資産が7,252千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は294,893千円となり、前連結会計年度末と比べ18,296千円減少いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が4,351千円、未払費用が5,500千円、未払法人税等が8,841千円、前受金が20,580千円増加した一方で、短期借入金が60,000千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は214,290千円となり、前連結会計年度末と比べ90,278千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が86,367千円、リース債務が3,473千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は97,890千円となり、前連結会計年度末と比べ80,709千円増加いたしました。これは主に、資本金及び資本剰余金が13,030千円増加したこと、親会社株主に帰属する当期純利益54,343千円を計上したことにより、利益剰余金が同額増加したためであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、16,448千円であり、主に工具器具備品及びソフトウェアの導入によるものです。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 設計ソリューション事業

当連結会計年度の主な設備投資は、業務の効率化及び生産能力の増強のためパソコン及びソフトウェア等を中心とする総額13,698千円の投資を実施しました。

(2) 測量事業

当連結会計年度の設備投資は、業務の効率化及び生産能力の増強のためソフトウェア2,750千円の投資を実施しました。

(3) 派遣事業

当連結会計年度の重要な設備投資はありません。

(4) 全社共通

当連結会計年度の重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (札幌市中央区)	—	本社機能	2,454	439	1,602	1,094	5,590	14
札幌 (札幌市中央区)	設計ソリューション事業 派遣事業	生産業務 施設	7,194	3,078	14,853	6,254	31,381	102 [1]
東京支店 (東京都千代田区)	設計ソリューション事業	生産業務 施設	200	222	62	520	1,006	19
大阪支店 (大阪市福島区)	設計ソリューション事業	生産業務施 設	—	9	3	—	13	4
ミャンマー支店 (ミャンマー ヤンゴン市)	設計ソリューション事業	生産業務 施設	—	461	—	0	461	31

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具器具備品の合計であります。
3. 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は65,199千円であります。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー他)は [] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具器具 備品	ソフト ウェア	車両 運搬具	合計	
本社 (札幌市中央区)	—	本社機能	279	15	—	841	1,135	1
札幌 (札幌市中央区)	測量事業	生産業務 施設	4,990	5,865	8,347	—	19,203	22 [2]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は5,269千円であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー他)は [] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

(3) 在外子会社

重要な設備等は有していません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2022年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2022年10月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,500,000	6,218,900	2,281,100	2,281,100	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100株
計	8,500,000	6,218,900	2,281,100	2,281,100	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式200,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2019年7月19日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2022年7月31日)	公表日の前月末現在 (2022年9月30日)
新株予約権の数(個)	110,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	286(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2019年7月22日 ～2029年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 291 資本組入額 145.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、割当日後に当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた価額とする。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、また、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権(2019年7月19日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2022年7月31日)	公表日の前月末現在 (2022年9月30日)
新株予約権の数(個)	90,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	286(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年7月20日 ～2029年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 286 資本組入額 143	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、割当日後に当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた価額とする。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、また、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

4. 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年1月28日 (注)	83,800	2,281,100	13,030	94,031	13,030	38,457

(注) 有償第三者割当 発行価格311円 資本組入額155.5円

割当先

割当先	株数(株)
河原 博之	16,100
大沼 敏文	10,000
辻野建設工業㈱	9,700
後藤 制一	5,000
森元 康輔	5,000
中山 秀人	5,000
上山 琢真	3,300
後藤 雄則	3,300
㈱ノウハウ	3,300
㈱日天	3,300
㈱朱鷺企画マネジメント	3,300
㈱YKスチール	3,300
㈱NEBEC	3,300
橋谷㈱	3,300
斎藤 清実	3,300
鵜田 一男	3,300
合計	83,800

(6) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	12	—	—	15	27	—
所有株式数（単元）	—	—	—	15, 186	—	—	7, 625	22, 811	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	66. 57	—	—	33. 43	100. 00	—

(7) 【大株主の状況】

2022年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)カミヤマ	札幌市東区東苗穂十条三丁目18番16号	1,400,000	61.37
上山 哲正	札幌市東区	566,900	24.85
北洋SDGs推進投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西三丁目11番地	100,000	4.38
サントー(株)	札幌市中央区南二条西十丁目1番4	69,000	3.02
瀬尾 昌資	札幌市中央区	17,500	0.77
(株)中央地建	札幌市中央区南二条西十丁目1番4	16,500	0.72
河原 博之	北海道白石区	16,100	0.71
大沼 敏文	横浜市戸塚区	10,000	0.44
辻野建設工業(株)	石狩郡当別町末広380番地	9,700	0.43
後藤 制一	札幌市中央区	9,200	0.40
計	—	2,214,900	97.09

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,281,100	22,811	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,281,100	—	—
総株主の議決権	—	22,811	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

第1回新株予約権(2019年7月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権(2019年7月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、経営基盤の強化及び財務安全性を最優先することにより、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元に関しましては、経営の重要課題の一つとして位置付けております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後につきましては、将来の事業発展のために必要な内部留保の充実を考慮したうえで、各事業年度の経営成績及び財務状況を勘案しつつ、利益配当による株主に対する利益還元を検討していく所存であります。なお、内部留保資金につきましては、今後の人員増員のための人件費に充当してまいります。

当事業年度の配当につきましては、経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、配当は見送らせていただきます。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
最高(円)	—	311	—
最低(円)	—	311	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 当社株式は、2020年10月28日付けで上場したため、それ以前の株価については、該当事項はありません。
3. 2022年7月期については、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年2月	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2022年2月から2022年7月については、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 8名 女性 1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	上山 哲正	1962年 1月21日	1987年4月 1990年7月 1993年7月 2005年8月 2006年7月 2008年8月 2018年4月 2019年1月 2019年3月	(有)サツエイ工業入社 マウントアップ(株)設立 代表取締役就任 建設設計の個人事業創業 当社設立 代表取締役就任 当社代表取締役辞任 当社代表取締役就任(現任) (株)カミヤマ設立 代表取締役就任(現任) 大連一寸房設計有限公司設立 董事長就任(現任) (株)一寸房コンサル設立 代表取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	566,900
取締役	専務	古田 章久	1962年 3月9日	1984年4月 1986年4月 1988年7月 1997年6月 1998年12月 2002年5月 2015年2月 2016年8月 2019年6月 2019年8月	(株)側進入社 郵政省入社 日本タイプライター(株)(現キャノン販売(株))入社 (有)伸デザイン工房設立 専務取締役就任 (株)クライスト・アドヴァン入社 (株)ルシファー設立 代表取締役就任 当社入社 当社取締役就任 (株)一寸房コンサル取締役就任(現任) 当社専務取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	5,000
取締役	—	加藤 力	1976年 12月20日	2003年1月 2005年11月 2007年9月 2009年10月 2016年5月 2018年3月 2018年6月 2018年8月	バイオトロン(株)入社 神田産業(株)入社 (株)ワールドインテック入社 (株)ペイロール入社 (株)ヒューマンリンク入社 同社取締役就任 当社入社 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	4,600
取締役	—	上山 琢真	1987年 7月9日	2012年9月 2019年8月 2021年10月	当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	3,300
取締役	—	中山 秀人	1950年 11月17日	1971年4月 1973年4月 1979年11月 1985年4月 1988年4月 1993年3月 1994年4月 1998年5月 1998年5月 2000年9月 2021年3月	鹿島建設(株)入社 島藤建設工業(株)入社 (株)センシン建築設計取締役就任 (株)小林入社 (株)石田工務店取締役就任 (株)佐々木建設入社 同社取締役就任 サンケンセツ(株)入社 (有)セトル取締役就任 (株)アーク技研設立 代表取締役就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	5,000
取締役	—	後藤 制一	1964年 1月26日	1988年4月 1989年5月 1992年4月 1993年6月 1995年7月 2003年7月 2004年11月 2011年1月 2016年8月	日興証券(株)(現SMBC日興証券(株))入社 (株)日本エル・シー・エー入社 同社札幌営業所長就任 (株)エスアンドエスネットワーク設立 常務取締役就任 同社代表取締役社長就任 同社代表取締役会長就任(現任) (有)環境機器サービス 代表取締役社長就任(現任) (株)北海道ニーズ監査役就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	9,200
監査役 (常勤)	—	安井 健一	1973年 10月27日	1994年4月 2006年6月 2016年6月 2016年8月 2018年1月 2018年8月 2019年10月 2020年9月 2021年3月	(株)カウボーイ入社 (株)ラウンドワン入社 当社入社 当社監査役就任 当社監査役辞任 当社経営企画部ゼネラルマネージャー就任 当社監査役就任(現任) (株)一寸房コンサル監査役就任(現任) 大連一寸房設計有限公司 監事就任(現任)	(注)4	(注)5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	森元 康輔	1975年 2月9日	1997年4月 2004年1月 2014年7月 2016年8月	大王製紙(株)入社 (株)エスアンドエスネットワーク入社 同社部長就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 5	8,000
監査役	—	及川 華恵	1979年 11月19日	2007年4月 2008年9月 2016年11月 2021年4月 2021年10月	最高裁判所司法研修所入所 弁護士登録(札幌弁護士会) ながた法律事務 所入所 岸田法律事務所入所 ひいらぎ法律事務所開所(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 5	—
計								602,000

- (注) 1. 取締役後藤制一氏及び中山秀人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森元康輔氏及び及川華恵氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、監査役安井健一氏及び森元康輔氏については、2023年7月期に係る定時株主総会終結の時まで、及川華恵氏については、2025年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2022年7月期における役員報酬の総額は44,011千円を支給しております。
6. 取締役上山琢真氏は、代表取締役社長上山哲正氏の長男であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置し、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

外部の視点からの経営監査機能は有効に機能するものと判断し、当該体制を採用しております。

b. 取締役会

当社の取締役会は、6名(うち社外取締役2名)の取締役で構成されております。

取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ、的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行う他、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

c. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成されております。「監査役会規程」に基づき、毎月1回定時監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

d. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査については、専任担当者を置いておりません。経営企画部及び設計ソリューション部門から2名を内部監査担当者としております。被監査部門から独立した部門に属する内部監査担当者が、代表取締役社長の命により、「内部監査規程」に基づき、社内諸規程及び法令等の遵守状況の確認、効率性・安全性等に関する指摘・勧告等を行っております。

毎期内部監査計画を策定し、業務全般にわたる内部監査を行い、監査結果は直接代表取締役社長に文書で報告されております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、監査後は遅延なく改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を保っております。

監査役3名(うち常勤監査役は1名)は、「監査役監査基準」に従い、毎期監査計画を策定し、毎月開催される取締役会等への出席により、意思決定事項及び報告事項に対する監査を行い、適宜意見具申を行うとともに、経営全般の適法性及び適正性の観点から重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は緊密な連携を保ち、意見交換、情報交換を行い、監査の実効性及び効率等の向上を図っております。

[illegible]

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。業務執行社員の継続監査年数については、いずれも7年未満のため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
堀 俊介	監査法人ハイビスカス
田中 祥孝	

中山秀人氏は、2020年まで長年建設会社の経営を行っており、建設業に関する豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。当社と社外取締役の中山秀人氏との間には、当社株式を5,000株保有している他は特別な利害関係はありません。特別な利害関係はありません。

—36—

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役の森元康輔氏は、長年経営コンサルタントとして活動し、会社経営に関する豊富な経験と高い知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。当社と社外監査役森元康輔氏との間には、当社株式を8,000株保有している他は特別な利害関係はありません。

社外監査役の及川華恵氏は、弁護士としての専門的な知識及び幅広い経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。当社と社外監査役及川華恵氏との間には、特別な利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針等は明確に定めておりませんが、候補者の経験及び当社との取引関係その他の利害関係の有無等を考慮したうえで、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、「職務権限規程」の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務及び権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ リスク管理体制の状況

当社は、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべくリスク管理体制の強化に取り組んでおります。管理体制として「リスク管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は取締役及び各部門役職者が出席し、リスクマネジメントの推進、課題及び対応策を協議しております。

⑤ 役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	30,641	30,641	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	5,760	5,760	—	1
社外役員	7,610	7,610	—	6

(注) 1. 使用人兼務役員は、おりません。

2. 上表には、2021年10月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、退任した社外監査役1名及び2022年6月17日をもって、退任した社外監査役1名を含んでおります。

3. 取締役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。

4. 監査役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

b. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月22日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみ支給といたします。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

ハ、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をいたします。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数と任期

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨、及び取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会の決議によって選任しております。

なお、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主のその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 取締役及び監査役との責任限定契約の概要

当社は、定款の定めにより、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。

⑬ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役の地位にあるものを被保険者の範囲といたします。被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を填補するこ

ととしており、被保険者の保険料を会社が全額負担いたします。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	7,200	—
連結子会社	—	—
計	7,200	—

当社における非監査業務の内容は、内部統制に関する助言等であります。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬は、当社の事業規模及び監査法人より提示される監査計画、監査範囲等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2021年8月1日から2022年7月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加する等、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年 7 月31日)	当連結会計年度 (2022年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	298,060	261,661
売掛金	127,144	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	※1 136,885
仕掛品	64,423	75,788
貯蔵品	1,316	1,973
前払費用	21,791	25,272
その他	838	1,020
貸倒引当金	△363	△406
流動資産合計	513,211	502,196
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,106	20,487
減価償却累計額	△3,982	△5,367
建物(純額)	16,124	15,120
工具器具備品	57,832	62,988
減価償却累計額	△37,859	△47,627
工具器具備品(純額)	19,972	15,360
リース資産	16,607	16,607
減価償却累計額	△11,281	△13,318
リース資産(純額)	5,326	3,288
その他	6,741	6,741
減価償却累計額	△5,321	△5,900
その他(純額)	1,420	841
有形固定資産合計	42,843	34,610
無形固定資産		
ソフトウェア	23,266	24,910
リース資産	2,152	922
のれん	5,039	3,259
無形固定資産合計	30,458	29,093
投資その他の資産		
繰延税金資産	17,372	10,262
その他	31,054	30,912
投資その他の資産合計	48,427	41,174
固定資産合計	121,728	104,878
資産合計	634,940	607,075

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年 7 月31日)	当連結会計年度 (2022年 7 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,736	2,925
短期借入金	60,000	—
1年内返済予定の長期借入金	82,016	86,367
未払費用	77,663	83,164
未払法人税等	1,000	9,841
未払消費税等	23,986	26,354
前受金	—	20,580
賞与引当金	13,440	13,581
受注損失引当金	15,991	15,788
リース債務	3,614	3,473
その他	32,740	32,816
流動負債合計	313,190	294,893
固定負債		
長期借入金	282,753	196,386
リース債務	5,518	2,045
資産除去債務	12,962	12,996
繰延税金負債	1,602	1,996
その他	1,732	866
固定負債合計	304,568	214,290
負債合計	617,759	509,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	81,001	94,031
資本剰余金	25,426	38,457
利益剰余金	△89,632	△35,288
株主資本合計	16,795	97,200
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△164	139
その他の包括利益累計額合計	△164	139
新株予約権	550	550
純資産合計	17,181	97,890
負債純資産合計	634,940	607,075

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
売上高	1,047,544	※1 1,193,744
売上原価	※2 809,031	※2 826,946
売上総利益	238,512	366,798
販売費及び一般管理費	※3 280,235	※3 302,929
営業利益又は営業損失(△)	△41,722	63,869
営業外収益		
受取利息	5	30
受取配当金	1	0
補助金収入	18,527	9,135
保険解約返戻金	64	—
貸倒引当金戻入益	2,430	—
為替差益	922	—
その他	1,831	2,580
営業外収益合計	23,782	11,746
営業外費用		
支払利息	5,062	3,366
上場関連費用	5,250	—
為替差損	—	506
その他	135	107
営業外費用合計	10,448	3,980
経常利益又は経常損失(△)	△28,388	71,636
特別損失		
固定資産除却損	—	※4 25
特別損失合計	—	25
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失(△)	△28,388	71,610
法人税、住民税及び事業税	1,000	9,841
法人税等調整額	791	7,425
法人税等合計	1,791	17,267
当期純利益又は当期純損失(△)	△30,180	54,343
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失(△)	△30,180	54,343

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△30,180	54,343
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,464	303
その他の包括利益合計	△1,464	303
包括利益	△31,645	54,647
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△31,645	54,647

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	81,001	25,426	△59,451	46,976
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△30,180	△30,180
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△30,180	△30,180
当期末残高	81,001	25,426	△89,632	16,795

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,300	1,300	550	48,826
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	△30,180
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,464	△1,464	—	△1,464
当期変動額合計	△1,464	△1,464	—	△31,645
当期末残高	△164	△164	550	17,181

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	81,001	25,426	△89,632	16,795
当期変動額				
新株の発行	13,030	13,030	—	26,061
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	54,343	54,343
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	13,030	13,030	54,343	80,405
当期末残高	94,031	38,457	△35,288	97,200

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△164	△164	550	17,181
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	26,061
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	54,343
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	303	303	—	303
当期変動額合計	303	303	—	80,709
当期末残高	139	139	550	97,890

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失(△)	△28,388	71,610
減価償却費	30,654	24,283
のれん償却額	1,779	1,779
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△3,759	42
賞与引当金の増減額(△は減少)	△813	141
受注損失引当金の増減額(△は減少)	9,875	△202
受取利息及び受取配当金	△6	△31
支払利息	5,062	3,366
為替差損益(△は益)	△922	506
補助金収入	△18,527	△9,135
固定資産除去損	—	25
保険解約返戻金	△64	—
売上債権の増減額(△は増加)	△13,566	△9,740
棚卸資産の増減額(△は増加)	916	△12,021
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,029	189
未払費用の増減額(△は減少)	15,137	5,500
その他	△2,850	21,138
小計	△9,502	97,451
利息及び配当金の受取額	6	31
利息の支払額	△5,062	△3,469
補助金の受取額	18,527	9,135
保険解約返戻金の受取額	64	—
法人税等の支払額	△1,000	△1,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,033	102,148
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	—	12,000
有形固定資産の取得による支出	△12,634	△5,698
無形固定資産の取得による支出	△10,306	△10,750
敷金の差入による支出	△15,328	△2,159
敷金の回収による収入	2,195	161
その他	413	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,659	△6,446
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	△60,000
長期借入れによる収入	185,000	—
長期借入金の返済による支出	△110,047	△82,016
割賦債務の返済による支出	△732	△866
リース債務の返済による支出	△4,332	△3,614
株式の発行による収入	—	26,061
財務活動によるキャッシュ・フロー	69,887	△120,435
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,492	334
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	35,768	△24,398
現金及び現金同等物の期首残高	250,292	286,060
現金及び現金同等物の期末残高	※ 286,060	※ 261,661

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 : 2社

連結子会社の名称 : 株式会社一寸房コンサル
大連一寸房設計有限公司

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連一寸房設計有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たって、連結決算日との差異が3ヶ月を超えており、大連一寸房設計有限公司は6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、7月1日から連結決算日7月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、株式会社一寸房コンサルの事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

a 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

b 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外子会社は主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具器具備品 3～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注物件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末日における受注物件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、その損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 設計ソリューション事業

設計ソリューション事業は、意匠設計、構造設計、施工設計、CG作成等の建設設計に携わる事業であります。顧客との契約に基づいて、設計結果を納品する履行義務及び工事進捗の監理を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、前者については、設計結果を顧客に納品した一時点において、顧客が当該設計結果に対する支配を獲得することから、当該時点で収益を認識しております。後者については、契約期間に渡って履行義務が充足することから、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

② 測量事業

測量事業は、地形及び構造物の測量調査を行う事業であります。顧客との契約に基づいて、測量結果を納品する履行義務を負っております。当該履行義務は、測量結果を顧客に納品した一時点において、顧客が当該測量結果に対する支配を獲得することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 派遣事業

派遣事業は、顧客と取り交わす派遣契約に基づき、建設設計業務の技術保有者をゼネコン及び大手住宅総合メーカー等に派遣する事業であります。履行義務は、契約期間にわたり労働者の労働力の提供に応じて充足されると判断し、労働者の派遣期間の稼働実績に応じて、派遣期間に定められた金額に基づき、各月の収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度（千円）	当連結会計年度（千円）
有形固定資産	42,843	34,610
無形固定資産	30,458	29,093
減損損失	—	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、部署ごとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たなかった場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。

b) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された翌連結会計年度予算を基礎とした事業計画を基礎と

しており、過去の実績等も総合的に勘案し、算定しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、今後の広がりや収束時期、業績に与える影響を正確に予測する事は困難な状況であります、翌連結会計年度の一部の資産グループに一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、見積を行っております。

c) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

翌連結会計年度において、当社グループが事業を営む地域の市況が大きく変化する場合や、事業計画の未達により計画の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度（千円）	当連結会計年度（千円）
繰延税金資産	17,372	10,262

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異等の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

b) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会で承認された翌連結会計年度予算を基礎とした事業計画を基礎としており、過去の実績等も総合的に勘案し、算定しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、今後の広がりや収束時期、業績に与える影響を正確に予測する事は困難な状況であります、翌連結会計年度の一部の部署に一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、見積を行っております。

c) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

翌連結会計年度において、当社グループが事業を営む地域の市況が大きく変化する場合や、事業計画の未達により計画の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、設計ソリューション事業における工事監理業務において、従来は検収基準に基づき一時点で収益を認識しておりましたが、当該業務は契約期間に渡って履行義務が充足することから、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響も軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」を当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品会計」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産の残高等」に記載しております。

2（偶発債務）

当社の連結子会社であります株式会社一寸房コンサルは、2019年6月25日に株式会社中田測量から事業の一部を譲り受けましたが、クモノスコーポレーション株式会社より事業譲受前の株式会社中田測量に対する貸付金の返済を株式会社一寸房コンサルへ求める訴訟（請求金額26,919千円 訴訟提起日 2021年6月8日）を受け、現在係争中であります。

当社グループとしては、支払義務はないものと考えており、当該訴訟に対して弁護士と協議の上、法廷で適切に対応してまいり所存であります。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

※2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
	9,875千円	△202千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
役員報酬	44,990千円	53,161千円
給与手当	89,757 〃	86,727 〃
貸倒引当金繰入額	△69 〃	42 〃
賞与引当金繰入額	11,286 〃	10,568 〃

(注) 貸倒引当金繰入額は前連結会計年度まで総額で表示しておりましたが、当連結会計年度より純額で表示しております。そのため、前連結会計年度の貸倒引当金繰入額も同様に純額で表示しております。

※4 有形固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
工具器具備品	— 千円	25千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△1,464	376
組替調整額	—	—
税効果調整前	△1,464	376
税効果額		△72
為替換算調整勘定	△1,464	303
その他の包括利益合計	△1,464	303

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,197,300	—	—	2,197,300

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	550

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,197,300	83,800	—	2,281,100

(変動事由の概要)

有償第三者割当による新株の発行による増加 83,800株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	550

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
現金及び預金	298,060千円	261,661千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△12,000 〃	— 〃
現金及び現金同等物	286,060千円	261,661千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的に生じる余資を流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で5年10ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

借入金に係る金利の変動リスクに対しては、市場金利の動向を継続的に把握することにより、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、月次ベースで資金繰り表を作成する等の方法により、管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち26.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(※2)	364,769	359,587	△5,181
(2) リース債務(※3)	9,133	8,919	△213
負債計	461,625	456,231	△5,394

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※2 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

※3 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合計して表示しております。

※4 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度(千円)
敷金及び保証金	26,249

当連結会計年度(2022年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	12,920	12,043	△877
資産計	12,920	12,043	△877
(1) 長期借入金(※2)	282,753	278,758	△3,994
(2) リース債務(※3)	5,518	5,389	△128
負債計	288,271	284,147	△4,123

※1 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払法人税等」「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※2 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

※3 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合計して表示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	298,060	—	—	—
売掛金	127,144	—	—	—
合計	425,205	—	—	—

当連結会計年度(2022年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	261,661	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	136,885	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	2,366	10,554
合計	398,547	—	2,366	10,554

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	60,000	—	—	—	—	—
長期借入金	82,016	86,367	73,493	67,447	33,582	21,864
リース債務	3,614	3,473	1,504	540	—	—
合計	145,630	89,840	74,997	67,987	33,582	21,864

当連結会計年度(2022年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	86,367	73,493	67,447	33,582	16,844	5,020
リース債務	3,473	1,504	540	—	—	—
合計	89,840	74,997	67,987	33,582	16,844	5,020

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年7月期)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年7月期)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	12,043	—	12,043
資産計	—	12,043	—	12,043
長期借入金	—	278,758	—	278,758
リース債務	—	5,389	—	5,389
負債計	—	284,147	—	284,147

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	発行者	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年7月19日	2019年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 110,000株	普通株式 90,000株
付与日	2019年7月22日	2019年7月22日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 2019年7月22日 至 2029年7月21日	自 2021年7月20日 至 2029年7月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

会社名	発行者	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年7月19日	2019年7月19日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	110,000	90,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	110,000	90,000

② 単価情報

会社名	発行者	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年7月19日	2019年7月19日
権利行使価格(円)	286	286
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点においては、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、純資産額方式及び類似会社比準方式を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|---------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 2,250千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	20,646千円	7,663千円
賞与引当金	4,596 "	4,624 "
未払費用(法定福利費)	2,619 "	709 "
受注損失引当金	5,469 "	5,399 "
一括償却資産	1,125 "	631 "
資産除去債務	4,433 "	4,444 "
連結子会社の繰越損失	— "	1,224 "
その他	— "	902 "
繰延税金資産小計	38,889千円	25,600千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△12,231 "	△7,663 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,338 "	△5,912 "
評価性引当額小計(注1)	△19,569 "	△13,575 "
繰延税金資産合計	19,319千円	12,024千円
繰延税金負債		
建物附属設備	△3,520 "	△3,225 "
特別償却準備金	△30 "	— "
その他	— "	△534 "
繰延税金負債合計	△3,550 "	△3,759 "
繰延税金資産純額	15,769千円	8,265千円

(注) 1. 当連結会計年度において評価性引当額が5,993千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金、受注損失引当金によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	20,646	20,646
評価性引当額	—	—	—	—	—	△12,231	△12,231
繰延税金資産	—	—	—	—	—	8,414	(※2) 8,414

当連結会計年度(2022年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	7,663	7,663
評価性引当額	—	—	—	—	—	△7,663	△7,663
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
法定実効税率	—%	34.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—%	0.4%
住民税等均等割	—%	1.7%
評価性引当額の増減	—%	△8.4%
連結子会社の繰越損失	—%	△1.7%
適用税率差異	—%	△0.9%
その他	—%	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—%	24.1%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2～0.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
期首残高	8,151千円	12,962千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,784 〃	— 〃
時の経過による調整額	26 〃	34 〃
期末残高	12,962千円	12,996千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	127,144	136,151
契約資産	—	733
契約負債	7,900	20,455

契約資産は、設計ソリューション事業における工事監理業務について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、主に設計ソリューション事業及び測量事業における顧客との契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,900千円であります。

なお、連結貸借対照表上、契約資産及び顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は「前受金」に含めて表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において1,100千円であります。当該履行義務は、設計ソリューション事業における工事監理業務に係るものであり、期末日後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別のセグメントから構成されており、「設計ソリューション事業」、「測量事業」及び「派遣事業」の3つを報告セグメントとしております。

「設計ソリューション事業」は、主に意匠設計、構造設計、鉄骨積算等、建設設計業務の製作物の製造及び販売をしております。

「測量事業」は、主に地形や構造物の測量調査を行っております。

「派遣事業」は、主に建設設計業務に携わる技術を保有している当社グループ社員を、ゼネコンや大手住宅総合メーカー等に派遣しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	設計ソリューション事業	測量事業	派遣事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	741,660	190,529	115,353	1,047,544	—	1,047,544
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,457	5,503	—	11,960	△11,960	—
計	748,117	196,033	115,353	1,059,504	△11,960	1,047,544
セグメント利益又は 損失(△)	120,880	1,979	21,401	144,261	△185,984	△41,722
セグメント資産	223,766	65,380	11,521	300,668	334,271	634,940
その他の項目						
減価償却費	14,655	10,156	—	24,812	5,841	30,654
のれんの償却額	—	1,779	—	1,779	—	1,779
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,635	14,769	—	19,404	8,326	27,730

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用△185,984千円であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産334,271千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、本社有形固定資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない部分であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント負債については、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	設計ソリューション 事業	測量事業	派遣事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる 収益	908,520	182,888	102,335	1,193,744	—	1,193,744
外部顧客への売上高	908,520	182,888	102,335	1,193,744		1,193,744
セグメント間の内部 売上高又は振替高	277	3,472	—	3,749	△3,749	—
計	908,797	186,360	102,335	1,197,493	△3,749	1,193,744
セグメント利益	209,368	40,900	23,105	273,374	△209,505	63,869
セグメント資産	264,696	52,310	9,536	326,543	280,531	607,075
その他の項目						
減価償却費	13,455	8,008	—	21,463	2,820	24,283
のれんの償却額	—	1,779	—	1,779	—	1,779
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	13,698	2,750	—	16,448	—	16,448

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用△209,505千円であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産280,531千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、本社有形固定資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない部分であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
3. セグメント負債については、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業(株)	303,950	設計ソリューション事業、派遣事業

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業㈱	314,057	設計ソリューション事業、派遣事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	設計ソリューション事業	測量事業	派遣事業	計		
当期償却額	—	1,779	—	1,779	—	1,779
当期末残高	—	5,039	—	5,039	—	5,039

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	設計ソリューション事業	測量事業	派遣事業	計		
当期償却額	—	1,779	—	1,779	—	1,779
当期末残高	—	3,259	—	3,259	—	3,259

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年8月1日 至 2022年7月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な 子会社 の役員	中田 賢	—	—	(株)一寸房 コンサル 取締役	—	連結子会社 の取締役	測量業務 の受託	13,360	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 2021年8月1日 至 2022年7月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり純資産額	7.57円	42.67円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△13.74円	24.26円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	24.09円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	△30,180	54,343
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	△30,180	54,343
普通株式の期中平均株式数(株)	2,197,300	2,239,774
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	16,077
(うち新株予約権(株))	—	16,077
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株 予約権の数 普通株式 200,000株)。 なお、新株予約権の概要 は第5【発行者の状況】1 【株式等の状況】(2)【新 株予約権等の状況】に記載 のとおりであります。	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	60,000	—	—	—
1年以内返済予定の長期借入金	82,016	86,367	1.33	—
1年以内返済予定のリース債務	3,614	3,473	2.63	—
長期借入金(1年以内返済予定のものを除く)	282,753	196,386	1.19	2023年8月～ 2028年5月
リース債務(1年以内返済予定のものを除く)	5,518	2,045	2.98	2023年8月～ 2025年2月
合計	433,902	288,271	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	73,493	67,447	33,582	16,844
リース債務	1,504	540	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎年 7 月 31 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 1 月 31 日、毎年 7 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行う。 ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 電子公告掲載URL https://issun.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

株式会社一寸房
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀 俊介

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 祥孝

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社一寸房の2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一寸房及び連結子会社の2022年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上